並びに指定通所基準第五条第二項に規定する機能訓練担当職員（以下この号において「機能訓練担当職員」という。）及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。

(2)　［略］

ロ　［略］

［二～二の四　略］

三　通所給付費等単位数表第１の１の児童発達支援給付費の注10のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　通所給付費等単位数表第１の１の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　通所給付費等単位数表第１の１のハを算定する指定児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第１の１の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）のそれぞれのスコア（当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。）を合算した点数が四十点以上であること。

(2)　［略］

ロ　［略］

［四～十一　略］

十二　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表２経過的障害児通所給付費等単位数表（以下「経過的障害児通所給付費等単位数表」という。）第１の１の主として難聴児経過的児童発達支援給付費の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　経過的障害児通所給付費等単位数表第１の１のイの(1)、(2)及び(3)、ロの(1)、(2)及び(3)並びにハの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号。以下「一部改正府令」という。）附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号イに規定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに一部改正府令第一条による改正前の指定通所基準第六条第四項第一号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

(2)　［略］

ロ　［略］

［十二の二～十二の六　略］

(2)　［同上］

ロ　［同上］

［二～二の四　同上］

三　通所給付費等単位数表第１の１の児童発達支援給付費の注10のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　通所給付費等単位数表第１の１の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　通所給付費等単位数表第１の１のハを算定する指定児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第１の１の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）のそれぞれのスコア（当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。）を合算した点数が四十点以上であること。

(2)　［同上］

ロ　［同上］

［四～十一　同上］

十二　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表２経過的障害児通所給付費等単位数表（以下「経過的障害児通所給付費等単位数表」という。）第１の１の主として難聴児経過的児童発達支援給付費の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　経過的障害児通所給付費等単位数表第１の１のイの(1)、(2)及び(3)、ロの(1)、(2)及び(3)並びにハの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号。以下「一部改正府令」という。）附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号イに規定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに一部改正府令第二条による改正前の指定通所基準第六条第四項第一号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

(2)　［同上］

ロ　［同上］

［十二の二～十二の六　同上］